

京都市環境基本条例（抄）

平成9年3月31日条例第92号

（前文）

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱

（3）環境の保全に関する配慮の指針

（4）その他環境の保全に関する重要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境審議会

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

（審議会の組織）

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委任）
第37条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

京都市環境審議会規則

平成6年5月19日規則第19号

(会長)

- 第1条 京都市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

- 第2条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

- 第4条 審議会の庶務は、環境政策局において行う。

(補則)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。
(関係規則の廃止)

- 2 京都市公害対策審議会条例施行規則は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

附 則（平成9年3月31日規則第144号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第145号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第145号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。